

株 主 各 位

埼玉県吉川市旭7番地1
株式会社丸和運輸機関
代表取締役社長 和佐見 勝

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルスの感染症（COVID-19）に罹患された方々及び関係者の皆様、また感染症拡大により影響を受けている皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈りいたします。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日の来場を見合わせていただき、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権行使を行っていただくことをご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月25日（金曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月28日（月曜日）午前10時
※受付開始は午前9時を予定しております。
 2. 場 所 埼玉県吉川市旭7番地1 当社本店6階会議室
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第48期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役13名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4. その他本招集ご通知に関する事項

1. 連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.momotaro.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」も含まれております。
2. 事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

以上

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染予防対策について

新型コロナウイルス感染防止の観点から、下記の対応を取らせていただきますので、事情ご賢察のうえ、ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当社の対応について

- ・株主総会の役員及び運営スタッフは、検温等を含めて体調を確認したうえで参加いたします。また、役員及び運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・消毒液を設置いたします。

2. 株主の皆様へのお願い

- ・本株主総会におかれましては、事前の議決権行使をご検討下さい。
- ・株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご無理のないようお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会への出席を見合わせることもご検討下さい。

3. ご来場いただく株主様へのお願い

- ・ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・感染拡大防止の観点から、本株主総会会場の座席数を削減いたします。満席となった場合には、ご入場できないことがございます。万が一、ご入場できない場合には、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

本総会会場においては、感染予防策を徹底いたしますが、感染リスクを完全に排除することはできません。総会当日までに、ご自身及び周囲への感染予防のため慎重なご判断をお願い申し上げます。

また、今後本対応に追加すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.momotaro.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2021年6月28日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時予定）

場所 埼玉県吉川市旭7番地1 当社本店6階会議室

（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月25日（金曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使が可能となっております。パソコンの場合は次ページ（2.「議決権行使ウェブサイト」による方法）を、スマートフォンの場合は次ページ（1.「スマート行使」による方法及び、2.「議決権行使ウェブサイト」による方法）にてお願いいたします。

行使期限 2021年6月25日（金曜日）午後5時30分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合併会社 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使について

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしていただき、画面の案内に従ってご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

2. 「議決権行使ウェブサイト」（ID・パスワード入力）による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



- (2) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。
- (3) パスワードは、行使される方がご本人であることを確認する手段です。当社よりパスワードをお問い合わせすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 行使期限は2021年6月25日（金曜日）午後5時30分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めのご行使をお願いいたします。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが上記2. に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- (3) 郵送とインターネットにより、議決権を重複してご行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回ご行使された場合は、最後にご行使されたものを有効とします。
- (4) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9:00~21:00）

以上

(添付書類)

事業報告

[2020年4月1日から
2021年3月31日まで]

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により国内外の社会・経済活動が停滞・縮小するなか、政府の各種経済政策の効果により一時は景気回復の兆しが見られたものの、12月以降の感染再拡大により未だ予断を許さない状況にあります。また、海外においても感染症収束の兆しは見られず拡大を続けており、入国制限によるインバウンド需要の喪失は回復には至らず、先行きは依然として不透明な状況となっております。

物流業界におきましては、感染症の影響による巣ごもり需要・内食需要など、一部に活発化の動きは見られたものの、生産活動の停滞や個人消費の落ち込みにより国内貨物輸送量は総体的に低調であり、依然として厳しい経営環境で推移しております。

このような環境のもと当社グループは、前期よりスタートした中期経営計画において「3PL&プラットフォームカンパニー」をコンセプトに掲げ、「人材の確保及び育成」「先端技術の研究・活用」「新たな市場開発」に取り組んでまいりました。また、現下の状況においても、当初の施策を継続的に取り組むと共に、EC物流事業、低温食品物流事業、BCP物流事業を感染症終息後を見据え、社会インフラとなるコア事業として更に推進することといたしました。

EC物流事業では、成長市場における独自のラストワンマイル配送網の構築及び個人事業主「MQA (Momotaro・Quick Ace)」を開業支援する仕組みを発展させ、低温食品物流事業では当社のサービスメニュー「AZ-COM7PL」(アズコム セブン・パフォーマンス・ロジスティクス/7つの経営支援機能を付加した3PL)による物流品質の均質化と機能拡張に取り組み、中でも鮮度を売り物とする「産直」の強化を図り、スーパーマーケットへの経営利益支援を行っております。一方、平常時のみならず災害等の非常時にも安全・安心・安定した物流を提供するBCP物流事業を強化・育成すると共に「AZ-COM丸和・支援ネットワーク」におけるパートナー企業との相互扶助に基づく連携強化により、物流事業を通じたライフラインの確保に貢献してまいりました。加えて、新型コロナウイルス感染症による環境変化に適應すべくDX(デジタル・トランスフォーメーション)をより一層加速させております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における経営成績は、売上高112,113百万円(前年同期比14.0%増)、営業利益8,019百万円(同11.5%増)、経常利益8,262百万円(同11.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は5,536百万円(同14.9%増)の増収増益となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(物流事業)

< E C ・ 常温物流 >

日用雑貨を中心とする E C ・ 常温物流においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う消費行動の変化により、「E C ラストワンマイル当日お届けサービス」の需要が堅調であることに加え、新たに受託した 3 P L 業務や輸配送業務が順次業績に寄与した結果、売上高は46,077百万円（前年同期比22.5%増）となりました。

< 食品物流 >

低温食品を中心とした食品物流においては、取引先である食品スーパーマーケットにて、外出自粛傾向に伴う内食需要の高まりを受けた物量増加が業績に寄与した結果、売上高は44,793百万円（前年同期比13.6%増）となりました。

< 医薬・医療物流 >

医薬・医療物流においては、主要取引先であるドラッグストアをはじめとする既存取引先にて、マスクや除菌関連などの感染予防商品や巣ごもり需要の拡大が見られたものの、入国制限によるインバウンド需要の落ち込みに伴う物量減少が影響した結果、売上高は20,283百万円（前年同期比0.4%減）となりました。

利益面では、取引先における大幅な物量変動に対し、適正な車両手配及び人員配置等、日次決算マネジメントを強化した結果、物流事業における売上高は111,154百万円（前年同期比14.1%増）、セグメント利益（営業利益）は7,739百万円（同12.0%増）の増収増益となりました。

(その他)

文書保管事業においては、テレワーク等の推進による企業活動の変化を受け、取引先からの受注減少が影響したものの、既存取引先との取引拡大や新規取引先からの B P O（ビジネスプロセス・アウトソーシング）に係る案件の受託に努めた結果、売上高は959百万円（前年同期比2.2%増）の増収となりましたが、投資による費用の増加が影響し、セグメント利益（営業利益）は279百万円（同0.6%減）の減益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資等の総額はリース資産を含め3,444百万円となりました。

その主なものは、物流事業につきましては、新規及び既存物流センターの設備に1,083百万円、新食品物流センター建設用地に1,512百万円であります。

その他につきましては、文書保管センターの設備に30百万円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、更なる収益力の強化や持続的な企業価値の向上を図るために必要となる長期的な成長資金を低コストで確保するとともに、安定的な財務基盤を維持することを目的に2020年12月1日開催の取締役会において、「2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」を発行することを決議し、2020年12月17日に21,100百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、国内外における政治・経済情勢への懸念が払拭されておらず、今後も先行き不透明な状況が続くものと思われます。また、少子高齢化による労働人口の減少も大きな課題となってきております。

このような状況のもと、当社といたしましては、経営資源の集中による効率化と更なるコスト削減を図り、顧客のあらゆるご要望にお応えできるよう、業務改革や社員一人ひとりの意識・行動変革に取り組んでまいります。また、人材及び稼働車両不足等の問題の解決に努めると共に、当社グループの採用活動の強化を継続し、業容拡大に対処できる人材の確保を図ってまいります。主な施策としましては、以下のとおりとなります。

① 営業体制の強化

新規顧客を獲得するため、営業ターゲットを絞り込み、引き続き顧客に密着した集中営業活動を展開し、いち早く顧客のニーズを収集し、ニーズに見合う物流改善提案を行うことで、新規顧客の開拓及び既存顧客の業務シェア拡大に努めてまいります。

② 業務体制の強化

日々変動する顧客の物量動向を注視し、人員配置や効率的な配車などきめ細かな経費コントロールと業務効率の改善を目的とした「日次決算マネジメント」を全社で完全実施することで、あらゆる環境変化に即座に対応が出来る安定した収益基盤の構築に努めてまいります。

また、顕在化している人材及び稼働車両不足等の諸問題を解決すべく、「A Z - COM丸和・支援ネットワーク」の会員規模拡大に努め、パートナー企業との連携強化による安定した輸配送体制の構築と人材の確保に引き続き取り組んでまいります。

③ 採用活動の強化

労働人口の減少が進行する中、今後の事業拡大のためには、各事業領域における人材の確保が必要不可欠となります。このため、全社オールリクルート体制の推進を図り、全国の大学、高校における就職窓口とのコミュニケーション強化と採用担当社員の増員を図り、優秀な人材を確保できるよう取り組んでまいります。

④ 管理体制の強化

社会から信用・信頼される企業づくりのため、法令遵守はもとより、内部管理体制やリスク管理体制の強化に努め、企業倫理に則った行動の徹底に努めることで、健全な企業経営を推進してまいります。

また、政府が推進する「働き方改革」を背景に「働き方改革推進委員会」を組織し、長時間労働の抑制、雇用格差の是正、労働生産性の向上などの労働環境の改善に取り組むことで、全ての従業員がやりがいを持って生き活きと活躍できる職場づくりに取り組んでまいります。

⑤ 安全対策の強化

物流会社としての社会的責任を果たすため、デジタル・タコグラフ、ドライブレコーダーをはじめとする最先端の輸配送管理システム（TMS）を導入するとともに、作業の安全確保や交通事故の防止などの更なる安全強化対策に取り組んでまいります。また、エコドライブの推進や車両・施設における環境負荷軽減など、環境保全に対しても積極的に取り組んでまいります。

⑥ ガバナンス体制構築

より実効性の高いガバナンス体制構築に向け、独立社外取締役を構成員に含む「指名・報酬委員会」を設置し、取締役候補者の選任プロセス及び取締役の報酬決定プロセスに係る諮問・答申を行うとともに、取締役会の機能の向上を目的とした取締役会実効性評価を実施することで、経営の透明性・客観性の確保とコーポレート・ガバナンスの一層の強化に取り組んでまいります。

⑦ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

激変する経営環境に適応し、競合他社との厳しい競争に勝ち抜いていくため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する専門部署を設置し、集中オペレーションによる業務の自動化やAI配車・物量予測の研究・導入など、先端技術による業務の効率化と物流品質の向上を実現すべく、社会インフラとしての物流事業の変革を更に加速化してまいります。

⑧ サステナビリティの推進

当社の経営理念である「地域社会の発展と豊かな社会づくりへの貢献」に基づき、事業活動を通じた環境課題・社会課題の解決を図るべく、持続可能な社会の実現に向け、社会インフラとしての物流ネットワークの構築とライフラインの確保に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第 45 期 2018年 3 月期	第 46 期 2019年 3 月期	第 47 期 2020年 3 月期	第 48 期 (当連結会計年度) 2021年 3 月期
売上高 (百万円)	74,359	85,590	98,348	112,113
経常利益 (百万円)	4,752	6,046	7,392	8,262
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,044	3,901	4,818	5,536
1 株当たり当期純利益 (円)	23.79	30.45	37.58	43.60
総資産 (百万円)	39,454	45,545	48,423	73,191
純資産 (百万円)	20,617	23,033	26,328	25,708
1 株当たり純資産額 (円)	160.96	179.68	206.05	204.54

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1 株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

3. 1 株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。

4. 当社は、2017年10月1日付、2019年10月1日付及び2021年1月1日付において、それぞれ普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、第45期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第46期の期首から適用しており、第45期の総資産の金額は、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

	第 45 期 2018年 3 月期	第 46 期 2019年 3 月期	第 47 期 2020年 3 月期	第 48 期 (当事業年度) 2021年 3 月期
売上高 (百万円)	49,996	59,184	67,457	76,362
経常利益 (百万円)	3,463	4,771	5,361	6,428
当期純利益 (百万円)	2,651	3,451	3,891	4,921
1 株当たり当期純利益 (円)	20.71	26.94	30.35	38.76
総資産 (百万円)	31,183	36,455	38,806	61,370
純資産 (百万円)	16,686	18,682	21,050	19,829
1 株当たり純資産額 (円)	130.27	145.74	164.75	157.77

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1 株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

3. 1 株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。

4. 当社は、2017年10月1日付、2019年10月1日付及び2021年1月1日付において、それぞれ普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、第45期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第46期の期首から適用しており、第45期の総資産の金額は、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

セグメントの名称	主な事業内容
物流事業	サードパーティ・ロジスティクス (3 P L) 輸配送サービス 等
その他	文書保管事業 不動産賃貸事業

(7) 主要な営業所及び物流センター (2021年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	埼玉県吉川市
アズコム吉川MK共配	埼玉県吉川市
吉川営業所	埼玉県吉川市
アズコム流山物流センター	千葉県流山市
アズコム久喜共配	埼玉県久喜市
E C ラストワンマイル事業部	東京都荒川区
アズコム小山物流センター	栃木県小山市
アズコム神奈川MK共配	神奈川県相模原市中央区
アズコム北関東MK共配	栃木県足利市

② 主要な子会社

会社名	所在地
(株) 北海道丸和ロジスティクス	本社：北海道石狩市
(株) 東北丸和ロジスティクス	本社：宮城県仙台市太白区
(株) 関西丸和ロジスティクス	本社：京都府綾部市
(株) 中四国丸和ロジスティクス	本社：高知県高知市
(株) 九州丸和ロジスティクス	本社：福岡県福岡市東区
(株) 丸和通運	本社：東京都荒川区
(株) ジャパンクイックサービス	本社：東京都荒川区
(株) NS丸和ロジスティクス	本社：東京都荒川区
日本物流開発(株)	本社：東京都板橋区
(株) アズコムデータセキュリティ	本社：埼玉県秩父市

(8) 重要な企業再編等の状況

当社は、2020年8月31日付で日本物流開発株式会社の発行済株式の一部を取得し、子会社といたしました。また、2020年9月30日付で簡易株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント名称	従業員数	前期末比増減
物流事業	3,577名 [4,780名]	587名増 [372名増]
その他	53名 [52名]	12名増 [8名増]
合計	3,630名 [4,832名]	599名増 [380名増]

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,464名 [3,001名]	232名増 [174名増]	38.6歳	8.7年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株) 関西丸和ロジスティクス	81	100.0 (22.8)	サードパーティ・ロジスティクス (3PL)、輸配送サービス等

(注) 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合を内数で示しております。

(11) 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
(株) 埼玉りそな銀行	1,383
(株) 京都銀行	1,193
(株) 千葉銀行	1,174
(株) 三菱UFJ銀行	1,004
(株) 三井住友銀行	696

(注) 2021年3月31日現在の借入金残高が、500百万円以上の金融機関を記載しております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 192,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 128,797,120株 |
| (3) 株主数 | 7,760名 |
| (4) 単元株式数 | 100株 |
| (5) 上位10名の株主の状況 | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社WASAMI	43,200,000	34.27
和佐見 勝	32,368,080	25.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5,190,510	4.12
株式会社マツモトキヨシホールディングス	5,038,400	4.00
丸和運輸機関社員持株会	2,539,352	2.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,536,800	2.01
トーヨーカネツ株式会社	1,828,400	1.45
株式会社ダスキン	1,600,000	1.27
株式会社埼玉りそな銀行	1,287,200	1.02
立澤 勝美	1,131,100	0.90

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,748,478株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(6) 当社が保有する株式に関する事項

① 政策保有株式に関する方針

当社は持続的な成長と中長期的な事業戦略の実現、取引先との円滑な事業推進を図るため、当社の企業価値向上に必要な場合や保有意義が認められると判断した株式について取得・保有しています。毎年、取締役会において個別銘柄ごとの検証のもと、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については縮減を図っております。

事業戦略上保有している株式を含め、上場会社株式は個別銘柄ごとに取得・保有の意義や、保有に伴う便益やリスク及び当社の追求する利益率（資本コストを下限）に見合っているか等を毎年、取締役会において検証し、アライアンス効果や検証結果が基準を下回った保有先とは採算改善交渉等を行い、改善が困難と判断される場合には保有株式を縮減することとしております。

② 議決権行使方針及び基準

政策保有株式の議決権行使については、株主価値の毀損につながるか否か及び当社への影響等を基準として判断しております。また、それを踏まえた「議決権行使基準」を設け、個別具体的な議案に照らし合わせて適切に行使用いたします。

③ 政策保有株主から売却等の意向を示された場合の対応方法

当社の株式を政策保有株式として保有する会社から売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆する等の意向を妨げる事は行わず、適切に対応を行ってまいります。

(7) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年3月9日開催の取締役会において会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得対象株式の種類及び数	普通株式 260,000株
取得価額	316,236,200円
取得した期間	2020年4月1日から2020年5月31日まで
取得理由	株主の皆様への一層の利益還元と、今後自己株式を駆使したM&Aなど経営環境の変化に対応した機動的な投資戦略及び今後の役職員に対するインセンティブプランとして活用するため

また、当社は、2020年12月1日開催の取締役会において会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得対象株式の種類及び数	普通株式 2,129,800株
取得価額	4,999,705,500円
取得した期間	2020年12月2日から2021年3月31日まで
取得理由	2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響を緩和し、資金調達を円滑に実行することに加え、株主還元の拡充、今後の自己株式を駆使したM&Aなど機動的な投資戦略及び役職員に対するインセンティブプランとして活用するため

3. 新株予約権等に関する事項

2020年12月1日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の数（個）※	2,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 3,703,703（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株当たり 5,400（注）2
新株予約権の行使期間※	（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 5,400 資本組入額 2,700（注）4
新株予約権の行使の条件※	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額※	（注）6
新株予約権のうち自己新株予約権の数※	－
新株予約権付社債の残高（千円）※	20,000,000

※新株予約権付社債の発行時（2020年12月17日）における内容を記載しております。

- (注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額を下記2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債権者に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。
2. ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
 ② 転換価額は、当初、5,400円とする。
 ③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 2021年1月4日から2025年12月3日まで（新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間）とする。但し、①当社による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が財務代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2025年12月3日（新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又

は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
5. ① 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（i）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ii）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（iii）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本①に記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して証明書を交付する場合、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- ② 上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
 - a. 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
 - b. 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする
 - c. 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（i）又は（ii）に従う。なお、転換価額は上記2③と同様の調整に服する。

- (i) 一定の合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。
 - (ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同様の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
 - e. 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記3に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - f. その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - g. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - h. 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
 - i. その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- ③ 当社は、上記①の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。
6. 該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 最高経営責任者(CEO)	和佐見 勝	(株)丸和通運取締役 (株)NS丸和ロジスティクス取締役 (一社)日本3PL協会会長 (一社)AZ-COM丸和・支援ネットワーク代表理事 (一財)丸和財団代表理事
取締役 副社長執行役員	山本輝明	3PL食品物流統括本部長 (一社)AZ-COM丸和・支援ネットワーク理事
取締役 専務執行役員	葛野正直	管理統括本部長
取締役 常務執行役員	藤田勉	経営戦略統括本部長兼経営戦略部長 (株)アズコムデータセキュリティ取締役
取締役 常務執行役員	河田和美	総務統括本部長 (株)丸和通運代表取締役社長
取締役 執行役員	小倉友紀	3PL物流統括本部長兼BCP物流支援企画部長 (株)中四国丸和ロジスティクス取締役
取締役 執行役員	橋本英雄	教育本部長兼教育部長 (株)NS丸和ロジスティクス取締役
取締役 執行役員	田中博	財務本部長兼財務部長 (株)丸和通運取締役 (株)北海道丸和ロジスティクス監査役
取締役 執行役員	岩崎哲律	EC事業本部長 (株)東北丸和ロジスティクス取締役
取締役	廣瀬 権	
取締役	山川征夫	
常勤監査役	田中茂	
監査役	藤原俊彦	(株)丸和通運監査役 (株)アズコムデータセキュリティ監査役
監査役	岩崎明	(株)ソウケイ・ハイネット顧問

- (注) 1. 取締役 廣瀬權及び山川征夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 藤原俊彦及び岩崎明の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 なお、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として櫻庭広樹氏が選任されております。
3. 監査役 藤原俊彦及び岩崎明の両氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い見識を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員としての業務につき行った行為又は、不作為に起因して保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合の損害を当該保険契約により横補することとしております。
 当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
6. 当社では、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することで、それぞれの役割と責任を明確化し、機能強化を目的に執行役員制度を導入しております。取締役を兼任しない執行役員は、次のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	小野島 茂	人事経営企画本部長兼人事企画部長 (株)北海道丸和ロジスティクス取締役
執行役員	三 上 友紀雄	人事採用本部長
執行役員	新 沼 実	ドラッグ物流運営本部長兼ドラッグ物流運営部長 (株)九州丸和ロジスティクス代表取締役社長
執行役員	大 塚 信	経理本部長 (株)九州丸和ロジスティクス取締役 (株)東北丸和ロジスティクス監査役 (株)関西丸和ロジスティクス監査役 (一社)AZ-COM丸和・支援ネットワーク監事
執行役員	和佐見 清	監査室長
執行役員	仮 屋 和 文	情報システム本部長 (株)ジャパングイックサービス取締役
執行役員	秋 元 敏 良	運行システム運営本部長兼運行システム運営部長
執行役員	飯 塚 雅 之	ドラッグ物流運営本部副本部長 (株)アズコムデータセキュリティ代表取締役社長
執行役員	蜂 谷 隆	総務本部長兼総務部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 基本方針の概要

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬等は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

ロ. 報酬等の構成

業務執行取締役の報酬等は、固定報酬である基本報酬のほかに業績連動型株式報酬から構成されるものとします。業務執行取締役における基本報酬及び業績連動型株式報酬の構成割合は、基本報酬を主体とし、業績連動型株式報酬を中長期的な企業価値増大に資する適切なインセンティブとなるように取締役にて決定するものとします。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみで構成することとします。

なお、監査役の報酬額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役会における監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動型株式報酬	
取締役	230,978	222,885	8,093	11
(うち社外取締役)	(10,008)	(10,008)	(-)	(2)
監査役	18,012	18,012	-	3
(うち社外監査役)	(9,600)	(9,600)	-	(2)
合計	248,990	240,897	8,093	14
(うち社外役員)	(19,608)	(19,608)	(-)	(4)

(注) 上記の報酬等の額には、取締役に対する業績連動型株式報酬による当事業年度の費用計上額が含まれております。

③ 業績連動型株式報酬

イ. 業績連動報酬に係る指針及び当該指針の選択理由

業績連動型株式報酬は、基本報酬とは別に株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当社グループの取締役を対象者として業績達成度等に応じたポイントを付与し、対象者が原則取締役を退任した際に当社株式を給付する制度であります。なお、対象者が死亡した場合であって、当該対象者の遺族が当社に対して遺族給付を受ける旨の意思を表示した際には、当該遺族は当該対象者に交付されるべき会社株式を交付するものとします。

また、業績連動型株式報酬に適用している指針は、当社管理会計の指標である連結及び個社別経常利益の達成率並びに各取締役の担当別貢献評価であります。当社では、より事業活動に即した業績評価を行うことを目的に管理会計において経常利益を主要な評価指標に用いており、業績連動型株式報酬の指針としても適用しております。加えて、財務的な業績数値だけでは測ることの出来ない当社グループへの貢献度を評価基準に加えるため、各取締役の担当別貢献評価を設定しております。

(業績連動係数)
連結及び個社別達成率基準

業績連動係数②		経常利益（提出会社）の達成率（注）					
		100%未満	100%以上 105%未満	105%以上 110%未満	110%以上 115%未満	115%以上 120%未満	120%以上
業績連動係数①	100%未満	0.00					
	100%以上		1.00	1.05	1.10	1.15	1.20

(注) 当社管理会計における経常利益（より事業活動に即した業績評価を行うことを目的とする利益額）の達成率を用いております。

会社別目標達成に対する各取締役の担当別貢献評価

評価	内容	業績連動係数③
S	目標をはるかに上回る成果を実現した	1.20
A	目標を大きく上回る成果を実現した	1.15
AB	目標以上の成果を達成した	1.10
B	目標どおりの成果を実現した	1.00
BC	目標に対して未達成であった	0.90
C	目標に対してほとんど実現できなかった	0.70
D	懲戒によらずとも重大な瑕疵があった場合	0.00

(注) 各取締役の担当別貢献評価は、当社取締役会にて検討、決定します。

c. 対象株式給付事由

対象株式の給付は、次の事由が生じた場合に行うものとします。

- 1) 対象者が当社グループの役員を退任したとき
- 2) 本制度が終了したとき
- 3) 対象者が在任中に死亡したとき

d. 対象株式の給付

業績連動型株式報酬にて付与されたポイントは、1ポイント当たり1株として換算するものとします。

(注) 1. 信託期間中に株式分割・株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率の合理的に調整を行うものとします。2021年3月31日現在の換算比率は8.00であるため、1ポイント当たり8株の換算となります。

2. 給付株式数の算定について、1株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

e. 指標の目標及び実績

第48期（2021年3月期）の目標及び実績は以下のとおりです。

項目	目標値（百万円）	実績（百万円）	達成率（%）
経常利益（連結）	8,000	9,051	113.1
経常利益（提出会社）	4,692	5,517	117.6

④ 取締役および監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬限度額は年額500百万円とし、2009年6月26日開催の第36回定時株主総会にて決議されております。当該定時株主総会終結時点の員数は、取締役5名です。また、業績連動型株式報酬は、前述の報酬限度額とは別枠で2016年6月28日開催の第43回定時株主総会にて決議されております。当該定時株主総会終結時点の員数は取締役9名（社外取締役を除く）です。

監査役の報酬限度額は年額50百万円とし、2015年6月26日開催の第42回定時株主総会にて決議されております。当該定時株主総会終結時点の員数は、監査役3名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容及び決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月29日開催の取締役会にて代表取締役社長和佐見勝に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨を決議しています。その権限内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた個人別貢献評価であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。また、取締役会も同様に判断しております。

なお、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針については、2021年3月29日開催の取締役会において以下の方針を決議しております。

イ. 取締役の報酬等の決定に関する方針

a. 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、業績、個人の貢献度等を総合的に勘案して決定するものとします。

b. 業績連動型株式報酬

当社の取締役の業績連動型株式報酬は、中長期的視野をもって、業績の向上と株式価値との連動性を株主の皆様と共有することで企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的とし、株主総会の決議により承認された範囲内において、業績達成度等に応じて当社株式を給付します。取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。なお、退任する取締役の在任中に一定の非違行為等があったと会社が認めた場合等には、当該取締役は対象株式の給付を受ける権利を取得しないものとします。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の額又は数についての決定に関する方針

a. 基本報酬

個人別の基本報酬の額については取締役会にて決議するものとします。取締役会は、当該決議を行うに当たり、任意の指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を尊重し、個人別の基本報酬の額を決定します。

b. 業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬の個人別の報酬額については、取締役会で決議した取締役株式給付規程に則り決定するものとし、その指標は当社管理会計の連結及び個別経常利益の達成率並びに各取締役の個人別貢献評価とします。取締役会は、当該評価を決定するに当たり、任意の指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を尊重し、個人別貢献評価を決定します。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

監査役 藤原俊彦氏は、(株)丸和通運及び(株)アズコムデータセキュリティの監査役を兼職しております。なお、いずれも当社の連結子会社であります。

監査役 岩崎明氏は、(株)ソウケイ・ハイネットの顧問を務めております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	廣 瀬 権	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席し、必要に応じて取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、警視庁副総監をはじめ要職を歴任した専門的な経験と見識に基づき、当社経営体制の強化等に関する助言・提言を行うなど、取締役としての職責を十分に果たしました。
取締役	山 川 征 夫	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席し、必要に応じて取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、豊富な会社経営によって培われた見識に基づき、企業価値向上に向けた助言・提言を行うなど、取締役としての職責を十分に果たしました。
監査役	藤 原 俊 彦	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席し、必要に応じて取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。更に、上場企業における経営者、幹部としての経験と見識に基づき、株主・投資家視点からガバナンス強化等に関する助言・提言及び監査に関する重要事項の協議等を行うなど、監査役としての職責を十分に果たしました。
監査役	岩 崎 明	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席し、必要に応じて取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。更に、経営診断や経営戦略指導の経験と見識に基づき、経営環境の変化や中長期的な経営戦略等に関する助言・提言及び監査に関する重要事項の協議等を行うなど、監査役としての職責を十分に果たしました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	52百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することができないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念として「お客様第一義を基本に、サードパーティ・ロジスティクス業界のNo. 1企業を目指し、同志の幸福と豊かな社会づくりに貢献する」を掲げ、お客様や地域社会をはじめとするステークホルダーと共に発展していくことを目指しております。

経営理念の実現のためには、ステークホルダーに対する経営の透明性及び効率性を確保し、コンプライアンス経営の遂行と企業倫理に基づく事業活動を行っていくことが必要であります。そのため、当社は経営の透明性を図り、経営監視機能を発揮できるコーポレートガバナンス体制を構築し、確立するとともに、基本方針として、コーポレートガバナンス・ガイドラインを定め、実効的なコーポレート・ガバナンスを追求いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備に向けて2009年6月26日の取締役会において「内部統制システムの基本方針」を定める決議を行っております。その後も、必要な見直しを行い、以下の体制を構築しております。

- イ. 当社及び当社子会社の取締役並びに従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社グループはコンプライアンス体制の基礎として、「丸和グループ行動憲章」を定めるとともに、全役員及び全従業員が準拠すべき行動の規範として「丸和グループ行動ルール」を定め周知徹底を図ります。また、コンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンス・マニュアルを制定し、取締役並びに従業員が法令及び社内諸規程を遵守した行動をとるよう定めるとともに、研修等を通じてその浸透を図ります。
 - b. 当社グループは、従業員が社内でコンプライアンス違反やその疑いのある行為を発見した場合に、相談・報告できる内部通報制度を構築し、必要に応じて通報内容の調査と対応を実施します。
 - c. 業務執行部門から独立した監査室が、当社グループの法令及び内部規程の遵守状況について内部監査を実施します。
 - d. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する規則等の定めに従い「財務報告基本方針」を制定し、これに基づく適切な業務運営を行います。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会規程、稟議規程及び文書管理規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定め、適切に保管及び管理を行います。
 - b. 取締役及び監査役が常時これらの情報を閲覧できる体制を構築します。

- 八. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社グループは、リスク管理体制を整備するために、「リスク管理規程」を定め、効果的に運用することにより、リスクの軽減を図ります。
 - b. 当社グループのコンプライアンスを確実に実行するため、「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針を決定するとともに、各部署のリスク管理体制を評価し、必要な改善を行います。
 - c. 重要な取引に関わるリスクについては、「見積・契約審査委員会」及び「投資委員会」において、リスクの把握と対策の審議を行います。
 - d. 業務執行部門から独立した監査室が、リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施します。
- 二. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役の職務の執行が効率的に実施されることを確保するため、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
 - b. 当社は、経営上の意思決定と業務執行との分離、迅速な意思決定及び権限と責任の明確化を図る観点から、執行役員制度を採用します。代表取締役社長及び一部の業務担当取締役並びに各部門の長の中から選任された者は、執行役員として業務を執行します。
 - c. 当社グループは、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門においては年度毎に予算を立案して、その達成に向け具体策を立案・実行します。また、予算に対する実績管理を行うため、毎月1回予算と実績の差異分析及び対策を協議するための会議を開催し、各部門の経営数値の進捗把握と適正な施策を決定します。
- ホ. 当社子会社の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
- 子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」に基づき、当社への報告又は承認を必要とするほか、重要な事項については当社取締役会で承認することとします。また、株主総会及び取締役会等の記録、毎月の業績内容、その他重要な事項について当社へ報告することとします。
- ヘ. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項
- a. 監査役の職務を補助すべき従業員の配置について、監査役から求められた場合は、監査役と協議の上、合理的な範囲内で配置します。また、同従業員の任命、異動等人事権に係わる決定は、監査役の事前の同意を条件とすることにより、取締役からの独立性を確保します。
 - b. 監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役会に所属し、指揮命令系統は監査役とします。

- ト. 監査役に報告する体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社グループの役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実、法令違反等の不正行為、その他これに準ずる事実等を知った場合は、直ちに当社監査役に報告を行います。また、当社子会社の役員又は従業員から同様の報告を受けた者は、直ちに当社監査役に報告を行います。
 - イ. 当社グループは、上記の報告を行った役員及び従業員に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止します。
- チ. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求した時は、請求にかかる費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- リ. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 監査役は必要に応じて、監査室と連携及び情報交換して職務にあたります。
 - イ. 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他、必要と認める会議に出席すると共に、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員等にその説明を求めます。
 - ウ. 監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を行い、重要な課題について意見交換を行います。
- ヌ. 反社会的勢力排除のための体制
当社は、「丸和グループ行動憲章」及び「丸和グループ行動ルール」を遵守し、地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないことを宣言します。不当な要求に対しては、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. コンプライアンス体制及びリスク管理について

当社は、「リスク管理委員会」にて、各種法令等の遵守状況の審議、各種コンプライアンスにまつわる啓蒙活動や内部通報制度等の状況を確認し、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しました。そのほか当社顧問弁護士等を講師とした各階層別におけるコンプライアンス研修、情報セキュリティ分野に特化したeラーニング等を実施し、従業員への浸透を図っております。また、リスク管理体制においても同委員会にて、各部署のリスクを抽出・分析し、当該リスクへの対応策を検討しました。加えて、「見積・契約審査委員会」にて見積り又は契約におけるリスク、「投資委員会」にて設備投資におけるリスクの把握と対策の審議を行いました。

ロ. 当社取締役会について

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役11名で構成しており、監査役も出席した上で毎月開催し、経営上の重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。また、当社は執行役員制度を採用しており、各執行役員は、社長の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行しております。

ハ. 当社の子会社管理について

子会社管理については、「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」に基づき、重要な事項は当社取締役会にて審議を行いました。そのほか株主総会や取締役会等の記録、毎月の業績内容、その他重要な事項の報告を受けると共に、関係会社管理部門が子会社への指示・育成を行い、当社子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

二. 監査役について

監査役は、監査役会を原則として月1回開催し、監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行いました。また、取締役会及び重要な会議への出席や稟議書等の閲覧、定期的な会計監査人、監査室との連携及び情報交換等を行い、監査の実効性を確保しております。

ホ. 監査室について

監査室は、業務執行部門から独立しており、社長の承認を受けた内部監査実施計画書に基づき、法令及び内部規程等の遵守状況について、当社及び当社子会社の各部署を対象に内部監査を実施いたしました。その結果及び改善状況は、社長に報告しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要施策のひとつと位置づけており、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。また、内部留保資金につきましては、今後の財務体質の強化や業容拡大に対応する内部のインフラ整備、既存事業の強化及び新規事業の展開等に投入してまいります。

当期の期末配当につきましては、増配及び創業50周年の記念配当を含む1株当たり9.48円（普通配当5.73円、記念配当3.75円）とする予定で2021年6月28日開催の第48回定時株主総会の決議事項として付議させて頂いております。中間配当につきましては、1株当たり18.95円（普通配当11.45円、記念配当7.5円）を実施しております。なお、当社は2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。前述の中間配当は当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

また、次期の配当につきましては、年間配当19.0円（中間配当9.5円、期末配当9.5円）に増配し、配当性向40.8%を予定しております。

連結貸借対照表
(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	40,004,013	流動負債	18,862,863
現金及び預金	26,488,570	支払手形及び買掛金	7,856,701
受取手形及び売掛金	12,339,126	短期借入金	100,000
貯蔵品	51,555	1年内返済予定の長期借入金	2,118,670
前払費用	921,203	リース債務	86,688
その他	205,103	未払法人税等	1,693,222
貸倒引当金	△1,545	賞与引当金	960,402
固定資産	33,187,946	訴訟損失引当金	17,015
有形固定資産	21,871,350	未払金	4,894,097
建物及び構築物	8,926,634	その他	1,136,064
機械装置及び運搬具	2,606,555	固定負債	28,620,318
工具、器具及び備品	906,485	転換社債	21,026,648
土地	6,582,756	長期借入金	3,882,111
リース資産	369,561	リース債務	282,042
建設仮勘定	2,435,141	繰延税金負債	590,719
その他	44,214	退職給付に係る負債	878,643
無形固定資産	1,997,274	資産除去債務	776,469
のれん	672,744	役員株式給付引当金	21,073
リース資産	1,306	従業員株式給付引当金	25,525
ソフトウェア	821,976	その他	1,137,086
その他	501,246	負債合計	47,483,181
投資その他の資産	9,319,321	(純資産の部)	
投資有価証券	6,222,404	株主資本	24,197,334
長期貸付金	111,262	資本金	2,665,683
繰延税金資産	307,429	資本剰余金	2,341,694
退職給付に係る資産	351,869	利益剰余金	24,948,697
敷金及び保証金	1,949,990	自己株式	△5,758,740
その他	423,571	その他の包括利益累計額	1,511,443
貸倒引当金	△47,206	その他有価証券評価差額金	1,702,819
資産合計	73,191,959	退職給付に係る調整累計額	△191,376
		純資産合計	25,708,778
		負債・純資産合計	73,191,959

連結損益計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		112,113,901
売上原価		98,749,629
売上総利益		13,364,271
販売費及び一般管理費		5,344,640
営業利益		8,019,631
営業外収益		
受取利息	74,629	
受取配当金	87,506	
受取保険金	17,837	
助成金収入	38,785	
その他	130,504	349,264
営業外費用		
支払利息	20,603	
社債発行費	55,394	
リース解約損	2,350	
訴訟損失引当金繰入額	10,000	
貸倒引当金繰入額	3,487	
その他	15,045	106,881
経常利益		8,262,014
特別利益		
投資有価証券売却益	380	380
税金等調整前当期純利益		8,262,395
法人税、住民税及び事業税		2,923,178
法人税等調整額		△197,427
当期純利益		5,536,643
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		5,536,643

連結株主資本等変動計算書
(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日残高	2,660,814	2,175,236	21,327,545	△611,882	25,551,714
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	4,868	4,868			9,737
剰余金の配当			△1,915,491		△1,915,491
親会社株主に帰属する当期純利益			5,536,643		5,536,643
自己株式の取得				△5,316,064	△5,316,064
自己株式の処分				471	471
株式交換による増加		161,588		168,733	330,322
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	4,868	166,457	3,621,152	△5,146,858	△1,354,380
2021年3月31日残高	2,665,683	2,341,694	24,948,697	△5,758,740	24,197,334

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2020年4月1日残高	954,922	△178,519	776,402	26,328,117
連結会計年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				9,737
剰余金の配当				△1,915,491
親会社株主に帰属する当期純利益				5,536,643
自己株式の取得				△5,316,064
自己株式の処分				471
株式交換による増加				330,322
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	747,897	△12,856	735,040	735,040
連結会計年度中の変動額合計	747,897	△12,856	735,040	△619,339
2021年3月31日残高	1,702,819	△191,376	1,511,443	25,708,778

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	36,273,884	流動負債	16,069,421
現金及び預金	25,329,766	買掛金	7,297,405
電子記録債権	140,985	短期借入金	2,261,518
売掛金	7,666,481	1年内返済予定の長期借入金	1,641,654
貯蔵品	26,657	リース債務	13,825
前払費用	552,915	未払金	2,952,720
その他	2,557,078	未払費用	131,003
固定資産	25,097,027	未払法人税等	1,034,210
有形固定資産	12,617,252	預り金	115,898
建物	4,501,112	前受収益	107,245
構築物	122,357	賞与引当金	477,305
機械及び装置	931,792	その他	36,633
車両運搬具	9,633	固定負債	25,471,643
工具、器具及び備品	539,066	転換社債	21,026,648
土地	4,056,589	長期借入金	3,006,711
リース資産	21,560	リース債務	11,776
建設仮勘定	2,435,141	繰延税金負債	108,742
無形固定資産	631,283	退職給付引当金	399,190
商標権	170	資産除去債務	454,200
リース資産	1,306	役員株式給付引当金	14,858
ソフトウェア	581,871	従業員株式給付引当金	19,691
電話加入権	31,009	その他	429,825
その他	16,924	負債合計	41,541,064
投資その他の資産	11,848,491	(純資産の部)	
投資有価証券	6,080,639	株主資本	18,128,300
関係会社株式	2,472,977	資本金	2,665,683
出資金	28,224	資本剰余金	2,341,694
長期貸付金	1,524,525	資本準備金	2,180,105
破産更生債権等	134	その他資本剰余金	161,588
長期前払費用	52,850	利益剰余金	18,879,663
その他	1,703,033	利益準備金	18,250
貸倒引当金	△13,893	その他利益剰余金	18,861,413
資産合計	61,370,912	別途積立金	912,000
		繰越利益剰余金	17,949,413
		自己株式	△5,758,740
		評価・換算差額等	1,701,548
		その他有価証券評価差額金	1,701,548
		純資産合計	19,829,848
		負債・純資産合計	61,370,912

損益計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		76,362,370
売上原価		68,504,693
売上総利益		7,857,677
販売費及び一般管理費		2,824,108
営業利益		5,033,568
営業外収益		
受取利息	84,926	
受取配当金	1,296,358	
その他	95,480	1,476,766
営業外費用		
支払利息	17,534	
社債発行費	55,394	
リース解約損	893	
貸倒引当金繰入額	3,487	
その他	4,891	82,201
経常利益		6,428,133
税引前当期純利益		6,428,133
法人税、住民税及び事業税	1,742,735	
法人税等調整額	△236,307	1,506,427
当期純利益		4,921,706

株主資本等変動計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2020年4月1日残高	2,660,814	2,175,236	－	2,175,236	18,250	912,000	14,943,198	15,873,448
事業年度中の変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)	4,868	4,868		4,868				
剰余金の配当							△1,915,491	△1,915,491
当期純利益							4,921,706	4,921,706
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株式交換による増加			161,588	161,588				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	4,868	4,868	161,588	166,457	－	－	3,006,214	3,006,214
2021年3月31日残高	2,665,683	2,180,105	161,588	2,341,694	18,250	912,000	17,949,413	18,879,663

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日残高	△611,882	20,097,618	953,283	953,283	21,050,901
事業年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)		9,737			9,737
剰余金の配当		△1,915,491			△1,915,491
当期純利益		4,921,706			4,921,706
自己株式の取得	△5,316,064	△5,316,064			△5,316,064
自己株式の処分	471	471			471
株式交換による増加	168,733	330,322			330,322
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			748,264	748,264	748,264
事業年度中の変動額合計	△5,146,858	△1,969,317	748,264	748,264	△1,221,053
2021年3月31日残高	△5,758,740	18,128,300	1,701,548	1,701,548	19,829,848

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社丸和運輸機関
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福田慶久 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山川幸康 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社丸和運輸機関の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丸和運輸機関及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社丸和運輸機関
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福田慶久 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山川幸康 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社丸和運輸機関の2020年4月1日から2021年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社丸和運輸機関 監査役会
常勤監査役 田中 茂 ㊟
監査役（社外監査役） 藤原 俊彦 ㊟
監査役（社外監査役） 岩崎 明 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要施策のひとつと位置づけており、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、以下のとおり剰余金の配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金9円48銭
総額 1,194,941,126円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月29日

第2号議案 取締役13名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役11名全員が任期満了となりますので、新任社外取締役候補者2名を含む取締役13名の選任をお願いするものであります。

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目的に、取締役会が経営の意思決定及び監督に一層注力するため、2名増員しその構成を見直すことといたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数(株)
1	わさむ まする 和佐見 勝	1945年5月23日	1973年8月 (有)丸和運輸機関(現当社)設立 1973年9月 当社代表取締役社長 1988年2月 (株)関東丸和サービス(現(株)ジャパングイックサービス)代表取締役社長 1993年8月 昭通通運(株)(現(株)丸和通運)代表取締役社長 1995年11月 (株)関西丸和サービス(現(株)関西丸和ロジスティクス)代表取締役社長 1997年8月 (株)東北丸和サービス(現(株)東北丸和ロジスティクス)代表取締役社長 2002年4月 (株)四国丸和ロジスティクス(現(株)中四国丸和ロジスティクス)代表取締役社長 2005年10月 (株)九州丸和ロジスティクス代表取締役社長 2009年6月 当社代表取締役社長最高経営責任者(CEO)(現任) 2016年10月 (一社)AZ-COM丸和・支援ネットワーク代表理事(現任) 2017年5月 (一社)日本3PL協会会長(現任) 2019年4月 (一財)丸和財団(現(公財)丸和財団)代表理事(現任)	32,368,080
【取締役候補者とした理由】 当社の創業者として長きに亘って当社グループの企業価値向上に貢献しております。また、取締役会議長として取締役会を適正に運営するとともに、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。引き続き当社の経営理念の実現及び中長期的な企業価値向上に向けた強いリーダーシップを発揮するものと期待し、取締役候補者となりました。				

候補者番号	氏名	生年月日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数(株)
2	やまもと てるあき 山本 輝明	1948年11月24日	<p>1971年4月 (株)日本長期信用銀行(現(株)新生銀行) 入行 2002年6月 同行代表取締役専務取締役執行役員インスティテューショナルバンキング部門長兼I B業務管理部長 2005年6月 (株)アプラス(現(株)アプラスフィナンシャル) 代表取締役社長最高経営責任者(CEO)兼(株)新生銀行取締役 2006年3月 全日信販(株)取締役会長 2007年3月 (株)アプラス取締役副会長兼(株)新生銀行取締役 2008年6月 新生信託銀行(株)代表取締役会長 2011年3月 当社顧問 2011年6月 当社取締役常務執行役員管理統括本部長 2012年6月 当社取締役専務執行役員管理統括本部長 2015年6月 当社取締役専務執行役員 2016年10月 (一社)AZ-COM丸和・支援ネットワーク理事(現任) 2019年12月 当社取締役専務執行役員3PL食品物流統括本部長兼3PL食品物流本部長 2020年6月 当社取締役副社長執行役員3PL食品物流統括本部長兼3PL食品物流本部長 2021年2月 当社取締役副社長執行役員3PL食品物流統括本部長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 大手銀行及び大手企業の役員を歴任し、豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社取締役を10年間に亘り務め、当社グループの企業価値向上に貢献しております。これまでの経験と実績から当社グループの更なる発展を牽引するものと期待し、取締役候補者となりました。</p>	119,720
3	くづの まさなお 葛野 正直	1962年9月29日	<p>1985年4月 (株)埼玉銀行(現(株)埼玉りそな銀行) 入行 2010年6月 同行取締役兼執行役員経営管理部長兼経営管理部担当 2011年6月 同行取締役兼執行役員経営管理部担当兼コンプライアンス統括部担当 2012年4月 (株)りそなホールディングス執行役員信用リスク統括部長兼リスク統括部副担当 (株)りそな銀行執行役員リスク統括部副担当兼信託業務管理部副担当 2013年4月 同行執行役員年金信託部担当兼信託業務管理部担当 2014年4月 同行執行役員年金信託部担当兼信託業務管理部担当兼信託ビジネス部副担当 2016年4月 りそなカード(株)専務取締役 2019年4月 当社顧問 2019年6月 当社取締役常務執行役員管理統括本部長 2020年6月 当社取締役専務執行役員管理統括本部長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 大手銀行の役員として経営管理・コンプライアンス・リスク管理等を担当し、豊富な経験と知見を有しております。これまでの経験と実績から当社グループの更なる発展を牽引するものと期待し、取締役候補者となりました。</p>	1,600

候補者番号	氏名	生年月日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数(株)
4	ふじた つとむ 藤田 勉	1952年6月21日	<p>1984年4月 新日本証券(株)(現みずほ証券(株))入社 2006年5月 同社常務執行役員 2008年4月 (株)新光総合研究所(現(株)日本投資環境研究所)取締役専務執行役員 2012年6月 当社顧問 当社取締役 (株)アズコムデータセキュリティ代表取締役社長 2014年7月 当社取締役常務執行役員経営戦略室長 2015年6月 当社取締役常務執行役員経営戦略統括本部長 2016年6月 当社取締役常務執行役員経営戦略統括本部長兼経営戦略部長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 大手証券会社における証券知識や財務コンサルティング等の豊富な経験を活かし、経営戦略部門を担当しております。これまでの経験と実績から当社グループの更なる発展を牽引するものと期待し、取締役候補者いたしました。</p>	90,800
5	かわだ かずみ 河田 和美	1961年1月23日	<p>1984年3月 大恵信用金庫入庫 1992年2月 当社入社 2001年9月 当社経理部長 2007年7月 当社執行役員経理本部長 2009年4月 当社執行役員経理本部長兼総合企画本部長 2009年11月 当社執行役員経理本部長兼総合企画本部長兼法務部長 2010年6月 当社取締役執行役員管理統括本部副本部長兼経理本部長兼総合企画本部長兼法務部長 2012年7月 当社取締役執行役員管理統括本部副本部長兼総合企画部長 2013年4月 当社取締役執行役員管理統括本部副本部長兼総合企画本部長 2015年6月 当社取締役常務執行役員管理統括本部長兼総務本部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員総務統括本部長兼総務本部長 (株)丸和通運代表取締役社長(現任) 2020年7月 当社取締役常務執行役員総務統括本部長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 1992年より、経理部門や法務部門、総務部門、子会社の役員を歴任し、豊富な業務経験を有しております。これまでの経験と実績から当社グループの更なる発展を牽引するものと期待し、取締役候補者いたしました。</p>	136,160

候補者番号	氏名	生年月日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数(株)
6	おぐら ともき 小倉 友紀	1970年3月22日	<p>1988年4月 当社入社 2005年7月 当社システム輸送事業部長 2010年6月 当社取締役執行役員運行システム事業本部長兼 運行システム事業部長 2011年4月 当社取締役執行役員業務統括本部副本部長補佐兼 運行システム事業本部長兼運行システム事業部長 2012年4月 当社取締役執行役員常温事業本部長兼運行事業部長 2013年4月 当社取締役執行役員常温物流運営本部長兼運行シ ステム運営部長 2015年6月 当社取締役執行役員3PL物流統括本部長 2019年6月 当社取締役執行役員3PL物流統括本部長兼 BCP物流支援企画部長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 1988年より、運輸部門や3PL部門、運輸子会社の役員を担当し、豊富な業務経験 を有しております。これまでの経験と実績から当社グループの更なる発展を牽引 するものと期待し、取締役候補者いたしました。</p>	102,888
7	はしちと ひでお 橋本 英雄	1969年10月22日	<p>1988年4月 当社入社 1998年6月 (株)ジャパンクイックサービス出向東京本部長 2001年10月 同社取締役本部長 2003年9月 当社人事教育部長 2010年6月 当社取締役執行役員人事教育本部長兼人事教育部長 2012年6月 当社執行役員教育本部長兼教育部長 2014年6月 当社取締役執行役員教育本部長兼教育部長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 1988年より、人事部門や教育部門、運輸子会社の役員を担当し、豊富な業務経験 を有しております。これまでの経験と実績から当社グループの更なる発展を牽引す るものと期待し、取締役候補者いたしました。</p>	131,696
8	たなか ひろし 田中 博	1960年10月19日	<p>1979年4月 (株)協和銀行(現(株)りそな銀行)入行 2004年8月 (株)埼玉りそな銀行熊谷駅前支店長 2006年4月 同行法人部グループリーダー兼埼玉北地域営業本 部グループリーダー 2008年7月 同行法人部グループリーダー兼埼玉東地域営業本 部グループリーダー 2012年4月 当社入社財務部長 2012年6月 当社執行役員財務本部長兼財務部長 2015年6月 当社取締役執行役員財務本部長兼財務部長兼A Z -COM丸和・支援ネットワーク担当 2015年10月 当社取締役執行役員財務本部長兼A Z -COM丸 和・支援ネットワーク担当 2016年11月 当社取締役執行役員財務本部長兼財務部長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 大手銀行の財務・金融等豊富な経験を活かして財務部門や子会社の役員を担当 し、当社グループの企業価値向上に貢献しております。これまでの経験と実績から 当社グループの更なる発展を牽引するものと期待し、取締役候補者いたしました。</p>	32,880

候補者番号	氏名	生年月日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数(株)
9	いゆさき あり 岩崎 哲律	1974年7月3日	<p>1993年4月 当社入社 2015年6月 当社常温物流運営部長 2016年8月 当社執行役員常温物流運営部長 2017年6月 当社執行役員 E C 常温物流運営本部長兼 E C 常温物流運営部長 2017年7月 当社執行役員 E C 常温物流運営本部長兼常温物流運営部長 2018年4月 当社執行役員 E C 物流運営本部長 2018年6月 当社取締役執行役員 E C 物流運営本部長 2018年7月 当社取締役執行役員 E C ラストワンマイル事業本部長兼 E C ラストワンマイルMQA開発部長 2020年4月 当社取締役執行役員 E C 事業本部長 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 1993年より、運輸部門や3PL部門、EC部門、運輸子会社の役員を担当し、豊富な業務経験を有しております。これまでの経験と実績から当社グループの更なる発展を牽引するものと期待し、取締役候補者いたしました。</p>	27,200
10	ひろせ かつら 廣瀬 権	1942年12月7日	<p>1966年4月 警察庁入庁 1985年8月 大阪府警察本部刑事部長 1989年6月 内閣総理大臣秘書官 1989年8月 岡山県警察本部長 1990年9月 警視庁刑事部長 1992年4月 警察庁暴力団対策部長 1994年9月 警視庁副總監 1996年7月 大阪府警察本部長 1998年4月 全日本空輸(株)常勤顧問 2001年9月 預金保険機構理事 2009年9月 (財)警察協会(現(公財)警察協会)専務理事 2014年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 警視庁副總監をはじめ要職を歴任され、豊富な経験と幅広い見識を有しており、会社経営の経験はございませんが、その専門的な経験と見識を当社経営体制の強化に活かしていただけることを期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>	2,700
11	やまかわ ゆきお 山川 征夫	1944年4月22日	<p>1969年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 1997年6月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行)取締役 1998年6月 ダイヤモンド信用保証(株)取締役社長 2002年6月 (株)整理回収機構取締役副社長 2008年6月 西武鉄道(株)代表取締役副社長 2010年3月 (株)小野測器監査役 2010年6月 (株)百五銀行監査役 2013年9月 (株)ジョイフル本田取締役コンプライアンス担当 2015年9月 (株)ジョイフル本田取締役コンプライアンス・特命事項担当 2016年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 大手銀行や大手小売業の役員などを経験し、豊富な会社経営によって培われた見識を有しております。当社グループの企業価値向上に向けて、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献を期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>	4,300

候補者番号	氏名	生年月日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数(株)
12	[新任] もとほし 本橋 かつのぶ 克宣	1957年11月11日	<p>1980年4月 安田信託銀行(株)(現みずほ信託銀行(株))入社 2005年4月 同社秘書室長 2009年4月 同社執行役員資金証券部長 2010年4月 同社常務執行役員運用ユニット長 2016年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ執行役専務アセットマネジメントカンパニー長 2019年6月 みずほトラストビジネスオペレーションズ(株)代表取締役社長 2020年4月 (株)都市未来総合研究所代表取締役社長 2021年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ理事(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 大手企業役員などを経験し、豊富な会社経営及び金融・財務・会計に関する経験と見識を有しております。当社グループの企業価値向上に向け、株主・投資家視点からの監督機能や助言を期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>	—
13	[新任] なち 館 いっし 逸志	1959年3月13日	<p>1981年4月 経済企画庁入庁 1991年4月 在タイ日本大使館一等書記官 1995年8月 経済企画庁物価局価格構造対策室長 2003年3月 内閣府大臣官房参事官(政府広報室) 2005年3月 内閣官房・内閣府参事官(構造改革特区・地域再生担当) 2010年7月 官民競争入札等監理委員会事務局長 内閣府大臣官房審議官(経済社会システム担当) 経済社会総合研究所総括政策研究官 2014年7月 国土交通省大臣官房審議官(国土政策局担当) 2016年7月 国土交通省政策統括官・内閣審議官 2018年3月 (株)桜豊和企画取締役(現任) 2020年4月 (一社)離島振興地方創生協会理事(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 内閣審議官や国土交通省政策統括官など要職を歴任され、会社経営の経験はございませんが、経済・財政等の豊富な見識を有しております。当社グループの中長期成長戦略に活かしていただけることを期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 廣瀬權、山川征夫、本橋克宣、館逸志の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 廣瀬權氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
4. 山川征夫氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 廣瀬權及び山川征夫の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、本議案が原案どおり承認された場合、本橋克宣及び館逸志の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として指定する予定であります。
6. 当社では社外役員の要件として、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者であること、また、取締役会等において率直で活発な意見提示ができ、かつ当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる者であることとしております。

7. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、廣瀬權及び山川征夫の両氏との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。両氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、本議案が原案どおり承認された場合、本橋克宣及び舘逸志の両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 取締役候補者のうち現任の当社取締役及び執行役員における重要な兼職の状況は、事業報告の4. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の状況に記載のとおりであります。
9. 本橋克宣氏は、2021年6月29日開催予定の常磐興産株式会社の第103回定時株主総会において、監査等委員である社外取締役に就任予定であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合の損害を当該保険契約により禰補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役3名が任期満了となり、藤原俊彦氏が退任されますので、新任社外監査役候補者1名を含む監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数(株)
1	たなか しげる 田中 茂	1952年10月14日	1976年4月 大栄住宅(株)入社 1977年1月 (株)カーマ(現DCMカーマ(株))入社 2006年5月 (株)日輪監査役 2007年10月 (株)山忠入社 2009年3月 当社入社 2010年6月 当社総合企画部長 2012年6月 当社監査役(現任)	19,200
2	いわさき あきら 岩崎 明	1949年8月27日	1973年8月 (株)創造経営センター入社 1989年4月 同社取締役OAコンサルティング事業部長 1997年5月 (株)ソウケイ・ハイネット代表取締役社長 2010年6月 当社社外監査役 2011年8月 当社社外監査役(現任) 2016年5月 (株)ソウケイ・ハイネット顧問(現任)	1,000
3	[新任] みうら ひろし 三浦 洋	1959年4月16日	1985年4月 英和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 1992年2月 アーサーアンダーセン ニューヨーク事務所赴任 2006年6月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員 2009年7月 KPMG ロンドン事務所赴任(EMA欧州GJP統括) 2013年10月 有限責任あずさ監査法人専務理事 (マーケット、GJP管掌) 2019年7月 同法人専務役員(現任)	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 岩崎明及び三浦洋の両氏は、社外監査役候補者であります。
- ①岩崎明氏は、現在も経営診断や経営戦略指導を数多く行っていることから、幅広い見識を有しており、職務を適切に遂行できると判断したため、社外監査役候補者といいたしました。同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年11ヶ月となります。
- ②三浦洋氏は、国際的監査法人における長年の監査業務や経営助言業務の経験から、会計・監査及びガバナンスに関する幅広い見識を有しており、これまでに直接会社経営に関与したことはございませんが、経営全般に対する監査業務を遂行できると判断したため、社外監査役候補者といいたしました。
3. 岩崎明氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、本議案が原案どおり承認された場合、三浦洋氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として指定する予定であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、田中茂及び岩崎明の両氏との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。また、本議案が原案どおり承認された場合、三浦洋氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 監査役候補者のうち現任の当社監査役における重要な兼職の状況は、事業報告の4. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の状況に記載のとおりであります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合の損害を当該保険契約により禊補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、補欠監査役選任の効力が失効しますので、改めて、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数(株)
さくらば ひろき 櫻庭 広樹	1976年12月25日	2002年10月 判事補任官(第55期) 仙台地方裁判所民事部 2007年4月 東京地方裁判所刑事部 2009年4月 東京弁護士会登録 奥野総合法律事務所(現奥野総合法律事務所・外国法共同事業)入所(現任)	-

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 櫻庭広樹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 櫻庭広樹氏は、企業の経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と知識に関する見地から企業経営の健全性の確保を図るにあたり、業務執行の適法性等について監査いただくことを期待し、補欠の社外監査役候補者といたしました。
4. 櫻庭広樹氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、独立役員として指定する予定であります。
5. 櫻庭広樹氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合の損害を当該保険契約により償補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：埼玉県吉川市旭7番地1 株式会社丸和運輸機関 本店6階会議室
電話：048-991-1000 (代表)



【交通機関】

- J R 武蔵野線 吉川駅北口よりバス（ジャパントローズ「東埼玉テクノポリス行き」）に乗車し「旭地区センター」にて下車（所要時間20分程）後、徒歩3分
- タクシーの場合は、J R 武蔵野線 吉川駅（北口）より15分程
- ※ 吉川駅北口付近より当社まで、シャトルバス（無料送迎）が運行しております。
無料送迎バスの運行時刻は、8：45、9：00、9：20です。
- ※ 駐車場には限りがございますので、可能な限り公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。